

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 1 号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第 5 条 施行規則第 6 7 条の規定による申請及び施行規則第 7 0 条の 2 の規定による届出は、営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第 3 号様式）によるものとする。ただし、<u>令第 3 5 条第 1 号</u>の飲食店営業のうち、屋台、露店等の簡易な施設での臨時営業等（以下「露店営業等」という。）については、別に定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第 5 条 施行規則第 6 7 条の規定による申請及び施行規則第 7 0 条の 2 の規定による届出は、営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第 3 号様式）によるものとする。ただし、<u>令 3 5 条第 1 号</u>の飲食店営業のうち、屋台、露店等の簡易な施設での臨時営業等（以下「露店営業等」という。）については、別に定める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(許可営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第 7 条 施行規則第 6 7 条の 2 第 1 項、第 6 8 条第 1 項、<u>第 6 9 条第 1 項</u>及び第 7 0 条第 1 項に規定する地位の承継の届出は、地位承継届出書（第 4 号様式）によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第 7 条 施行規則第 6 7 条の 2 第 1 項、第 6 8 条第 1 項、<u>6 9 条第 1 項</u>及び第 7 0 条第 1 項に規定する地位の承継の届出は、地位承継届出書（第 4 号様式）によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(ふぐの処理を行う営業施設の変更の</p>	<p>(ふぐの処理を行う営業施設の変更の</p>

届出)

第23条 (略)

2 保健所長は、前項の届出（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は第21条第1項第7号に定める事項の変更の場合を除く。）があったときは、当該届出に係る変更後の事項を記載したふぐ取扱施設届出済証を交付する。

届出)

第23条 (略)

2 保健所長は、前項の届出（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第1項第7号に定める事項の変更の場合を除く。）があったときは、当該届出に係る変更後の事項を記載したふぐ取扱施設届出済証を交付する。

第3号様式を次のように改める。

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番、全自動調理機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内については変更がある項目のみ記載してください。
 ※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長 宛て

変更届出書

食品衛生法施行規則（第71条）・四日市市食品衛生法施行細則（第11条、第18条、第19条、第21条、第23条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番、全自動調理機の型番	業態		
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
相	(ふりがな)	電話番号	

※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください（□）

備考

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

廃業届出書

食品衛生法施行規則（第71条の2）・四日市市食品衛生法施行細則（第11条、第20条、第24条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
		講習会名称	年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番、全自動調理機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には					
	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input checked="" type="checkbox"/>					
	食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>					
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング							
	(ふりがな)		資格の種類					
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称 年 月 日					
	使用水の種類 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ ）		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>				
	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>						
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/>	加工	<input type="checkbox"/>	販売	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)							
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等					
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、第 18 条第 4 号、第 6 号、第 7 号を示す書類 <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書							
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考					
	1	年 月 日						
	2	年 月 日						
	3	年 月 日						
	4	年 月 日						
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ <input type="checkbox"/> ）							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市食品衛生法施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)